

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律に関する熊本県運用基準

熊本県農林水産部生産経営局畜産課
土木部建築住宅局建築課

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（以下「畜舎建築特例法」という。）の施行に当たり、畜舎建築特例法や同施行規則に定めるもののほか、具体的な運用の際に留意すべき事項を定めることにより、円滑な運営を図るものとする。

1 建築基準法に関連する参考図書の取扱い

畜舎建築特例法第12条に「認定畜舎等については、建築基準法令の規定は、適用しない。」とあるが、畜舎建築特例法及び同規則に記載がない技術基準等については、以下の建築基準法関連図書を参考とする。

（主な参考図書）

- (1) 建築基準法等の運用について（熊本県版） 令和2年3月版
- (2) 建築構造審査・検査要領 確認審査等に関する指針 運用解説編 2016年版
- (3) 建築構造審査・検査要領 実務編 審査マニュアル 2018年版
- (4) 確認構造審査・検査要領 実務編 検査マニュアル 2012年版
- (5) 建築確認手続き等の運用改善マニュアル「一般建築物用」
- (6) 建築確認手続き等の運用改善マニュアル「小規模建築物用（木造住宅等）」
- (7) 建築確認手続き等の運用改善（第二弾）及び規制改革等の要請への対応についての解説
- (8) 建築確認のための基準総則・集団規定の適用事例 2017年度版
- (9) 建築物の防火避難規定の解説 2016
- (10) 建築設備設計・施工上の運用指針 2019年版
- (11) 昇降機技術基準の解説 2016年版（216追補版含む。）
- (12) 建築物の構造関係技術基準解説書 2020年版
- (13) 工事中建物の仮使用手続きマニュアル
- (14) これまで国土交通省から発出されている建築基準法や建築士法に関する技術的助言
- (15) その他建築基準法に関する解説書

2 建築確認申請事前調査報告書及び建築計画概要書の取扱い

建築確認申請の際に建築確認申請事前調査報告書及び建築計画概要書の添付を求めていることを踏まえ、畜舎建築利用計画の認定申請（技術審査を要する場合にあっては、指定確認検査機関に対する事前審査申請を含む。第4及び第7において同じ。）の際にも、当該図書を添付すること。

なお、事前調査報告書は、次の各号に掲げる事項について、申請者（代理者）があらかじめ調査を行い、申請地を所管する特定行政庁又は市町村（以下「特定行政庁等」という。）が定める建築確認申請事前調査報告書を活用してとりまとめ、特定行政庁等及び関係機関に対して付近見取り図、配置図等を添えて提出して確認（確認した機関のスタンプや担当者サイン等）を受けること。

認定後、県畜産課は特定行政庁に対して、認定通知書、事前調査報告書、建築計画概要書、付近見取り図及び配置図の写し等を送付する。

- (1) 都市計画区域等（市街化調整区域内、用途地域白地地域内、都市計画区域外）
- (2) 防火地域等（防火地域、準防火地域、建築基準法第22条区域）
- (3) 指定建ぺい率（都市計画・準都市計画区域内に限る）
- (4) 下水道処理区域（区域外の場合は合併処理浄化槽、農業集落排水等）
- (5) 災害危険区域等（土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域、市町村条例で定める災害危険区域、建築基準条例に基づくがけに近接する範囲）
- (6) その他の地域地区等（特定用途制限地域、地区計画）
- (7) 建築基準法上の道路種別（都市計画・準都市計画区域内に限る）
- (8) その他特定行政庁等が必要とする事項

3 畜舎建築特例法施行規則第5条第2項の取扱い

畜舎建築特例法施行規則第5条第2項に定める「畜舎等ががけ崩れ等による被害を受けるおそれのある場合」とは、土砂災害防止法に基づく土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）、建築基準法第39条に基づく災害危険区域及び県内各特定行政庁が定める建築基準条例に基づくがけに近接する範囲内に建築する場合とし、必要な措置についても各定めを準用する。

4 畜舎建築特例法施行規則第38条第2項の取扱い

建築基準法第31条第2項に規定するし尿浄化槽又は建築基準法施行令第35条第1項の規定に適合する合併処理浄化槽を設ける場合は、畜舎建築利用計画の認定申請の際、浄化槽設置届出書を添付すること。

5 畜舎建築特例法施行規則第48条第2項の取扱い

敷地等と道路との関係に係る規定について、知事が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるに当たっては、あらかじめ、所管する特定行政庁との事前協議を終了し、その結果を添付すること。

6 畜舎建築特例法施行規則第52条第1項及び第58条第1項の取扱い

都市計画法第9条第15項に規定する特定用途制限地域及び都市計画法第4条第9項及び

同法第12条の4第1項各号に規定する地区計画等の区域内にあつては、市町村において別の定めがない限り、建築基準法第49条の2又は同法第68条の2に基づく各条例の制限を準用する。

- 7 畜舎建築特例法施行規則第64条及び76条に基づく知事が必要と認める図書の取扱い
畜舎建築利用計画の認定申請及び仮使用の認定申請の審査を行うに当たり、知事は審査に必要な図書の提出を求めることができる。

附 則

この運用基準は、令和4年4月1日から施行する。